

国立公文書館蔵『新編武藏風土記』挿図についての考察（二）

——支配者の側から見た実景の表現——

鶴岡明美

はじめに

寛政五年（一七九三）、老中松平定信率いる江戸湾巡見に随行した谷文晁が途次の景観を全七十九図にわたって描いた「公余探勝図」の成立以来、幕府主導の巡見・踏査といった企てに際してこうした「実景図」⁽¹⁾が度々描かれることとなり、幕末安政期に行われた蝦夷地踏査においては隊員の一人で文晁門下の幕臣目賀田守蔭によって制作された実景図「蝦夷歴検真図」が幕府に献上され、また文久期の小笠原探検では絵師として参加した大垣藩医宮本元道を中心とする当地の実景図制作を見るに至った。これららの作例に各々の地域の辺境政策が色濃く反映されていることについては先の拙稿において論じた通りである。⁽²⁾

松平定信の私的な事業の成果と言える「公余探勝図」に始まり、正式な幕府探検隊の絵師により制作された「小笠原島真景図」に至る実景図の系譜中に、それが幕府の政策に組み込まれてゆく軌跡を捉えようと試みる際、筆者はこの系譜の両端を結ぶ手がかりを、文化・文政期に起つた幕府昌平饗内設置の地誌調所における地誌編纂の最も早い成果である『新編武藏風土記』（国立公文書館蔵）に実景を描く挿図が豊富に収められている点に求めた。幕藩権力の強化を目的として編纂された同書における挿図を分析し、支配者の側から発信されたそれらのイメージなどのような視点から実景を切り取つているかを浮き彫りにすることで、幕府が実景の絵画化にどのような姿勢で臨んでいたかを明らかにすると考へたのである。この点についての解説を最終目的として『新編武藏風土記』の基礎研究をまず行い、その成果を発表した。⁽³⁾

本小論はこれを受け、『新編武藏風土記』の実景表現を以下の二つの側面から考察し、幕藩権力との関わりについてのさらなる考察を進めるものである。すなわち一つは、「新編武藏風土記」の実景を描く挿図における、権力の中枢部、いわば「聖域」である江戸城を取り巻く市街、「御府内」についての扱いを、上記地域を含む三郡における挿図の分布状況というマクロな視点から捉え、検討する。いま一つは、卷之十八、豊島郡之十所収の「飛鳥山眺望図」を取り上げる。民間において制作された当地を描く諸作

例との比較を通じて当該図の表現の特異性を明らかにし、官撰地誌の編纂意図との関わりについて考察する。このようにマクロとミクロ、両方の視点から『新編武藏風土記』を分析することを通じて、「支配する側」から発信された視覚イメージの特質について幾らかなりとも明らかにすることを目的とした。

第一章 「聖域」の表現

（二）江戸城周辺三郡（豊島・葛飾・荏原）の挿図分布状況

江戸という都市を絵画イメージによつて表象する際、江戸城が「幕藩権力」の象徴として取り扱われていたことは、浮世絵において日本橋を描く諸図に富士山と共に必ずといっていい程姿を現すモチーフであることに見る通りである。この江戸城とそれを取り巻く外郭を中心に広がつていた江戸市街の境界は従来曖昧であったが、文政元年（一八〇〇）に勧化場（寄付募集範囲）等に準じて江戸市中の輪郭を朱線にて示した「文政朱引図」（東京都公文書館蔵）の成立によつて確定を見たのである。

都市としての江戸を構成する核となる外郭内の地域は「御曲輪内」とも呼ばれ、様々な規制によつて守られていた。千葉正樹氏は、著書『江戸名所図会』の第四章「都市江戸の空間認識」に幕府による一連の都市空間再編の過程を論ずる一節を設けているが、そこにおいて「御曲輪内」をめぐり江戸城出仕者に下馬を命ずる（貞享四年（一六八七））、酒酔いの者を禁じる（元禄五年（一六九二））、鳥商売禁止（同十三年（一七〇〇））といった一連の規制に加え、「浮死人」を内側の堀に押し流す指示（元文四（一七三九））が見られるに「江戸城」将軍の住まう中心部に近ければ近いほど、高儀礼性・高清浄性・高安全性を追求しなくてはならないという空間観念⁽³⁾を読み取つてゐる。こうした観念は「幕藩権力」の一端を担う幕府地誌調所において編纂され、まさにその権力の行使によつて成立した事業と見なし得る『新編武藏風土記』にも反映している

*キーワード 江戸後期絵画／実景表現／新編武藏風土記／江戸城／飛鳥山

のであるうか。以下、考察を試みたい。

『新編武藏風土記』冒頭には首巻例義として、本書の編纂目的および凡例を記した一巻が設けられているが、そこに次のような一節が見られる。「大城は豊島に在り、天正東遷以来東照宮鼎の所にして、慶長成業の後世々將軍の府となる、府下の市街に至ては、荏原・葛飾二郡の地に波及して日月に繁栄す、抑大城に於ては臣下の輒議すべきにあらず、市街に至ても府下に密通する所、其事小ならず、姑闕如して他日の学を俟つ」すなわちこの一節は、『新編武藏風土記』が「大城」すなわち江戸城とその隣接区域についての記述を含まない理由について述べたものであるが、その理由とは、本書が將軍の臣下による記述という視点から編纂され、その立場から「大城」すなわち江戸城については論じるべきではないという見解に由来するものである。よってここにも江戸城の不可侵性を遵守することによって臣下としての敬意を表すという秩序感覚を見出すことができるるのである。

それでは、こうした意識は実景を描く挿図にも及んでいるものであろうか。次に『新編武藏風土記』のうち江戸城の外郭に接する豊島郡、葛飾郡、荏原郡の三郡において、実景を描く挿図の分布状況について見ることにする。まずこれらの挿図に描かれた地域を、前述「文政朱引図」に基づき朱引の内外によつて類別した（表1）。次にこの作業を通じて抽出された朱引の内側、すなわち「御府内」の地域を描く挿図計十一図の場所を前掲「文政朱引図」上に示すと（図1）、挿図の大半は御府内外の境界を示す朱引近くに分布しており、江戸城の周辺は挿図に描かれないと見出される。こうした「空白地帯」となつていることが明らかである。

こうした「空白地帯」における記述中には、巻之十、豊島郡之二所収桜田町在方分の項に「當所町並地、寺社年貢地境内等其餘は御府内の部に出し、抱地のみ左に記す」とあるように、記述の一部を当時『新編武藏風土記』に次ぐ編纂が予定されていた、御府内に属する地域に関する地誌に譲る旨を記す項目が散見される。とはいえたゞく豊島郡之二所収、原宿村の項においては寺社の記録を始め他の巻における村方の記述形式と何ら変わることなく、実景を描く挿図の存在を見出すことはできない点のみが相違しているのである。こうした点からも、全体として見れば上記「空白地帯」における挿図は編纂方法の相違などから「描くことができなかつた」というよりは、あ

なわちそこには、「描くこと」を忌避することによって江戸城に最も近接する地帯の不可侵性を強調し、權力への畏怖を表現しようとする編纂者の意図が隠されているのである。

「描かない」ことによって逆に權力への畏怖を表明するという表現上の手法は、タイモン・スクリーチ氏によれば「不在の図像学」と呼ぶべき、徳川歴代の將軍における伝統とも言い得るものであった。すなわちスクリーチ氏は、ヨーロッパにおいて君主の肖像が広く人民の間に流通していたのに対し、徳川將軍のそれは極秘とされたこと、司馬江漢がその著『西遊旅譚』に掲出した「久能山東照宮」の図は再版本『画図西遊談』においては跡形もなく消え去つてゐるという事象を紹介し、その一方で天守閣を欠く江戸城の図が描かれ、あるいは松尾芭蕉の『奥の細道』において日光に参拝した芭蕉が「猶はばかりおりおくて筆をさしおきぬ」と記したことを、「書かないことについて書いた」すなわち「不在を『表象』した」と捉えるのである。⁸⁾また、天保五年（一八三四）に江戸の名主斎藤幸雄・幸孝・幸成三代の執筆・編纂の成果として刊行された『江戸名所図会』においては当時の江戸城の姿を記述・挿絵ともに描写するのを遠慮した形跡があるとする市古夏生氏の指摘も重要である。⁹⁾『新編武藏風土記』において見出される江戸城周辺の実景表現の忌避も、こうした一連の事象と軌を一にするものと考えられよう。

以上「描かない」ことにより權力への畏怖の念を表す『新編武藏風土記』の手法について指摘を試みたが、それでは絵画化された地域の描写については、こうした問題とは無縁にニュートラルな視点から地誌的な情報を探求するものと言えるのであるうか。それとも、徳川將軍の權力や權威が周辺の地に及ぼした力を表象する「何か」をそこに見出すことができるのであろうか。次章においては上記の点について検討する手がかりとして挿図の一つ「飛鳥山眺望図」（巻之十八、豊島郡之十所収）を取り上げ、分析を試みたい。

第二章 飛鳥山

(一) 浮世絵を始めとする諸作例における「飛鳥山」

江戸近郊に位置する桜の名所として多くの人々を集め遊樂の地、飛鳥山（現東京都北区）は、江戸の北郊王子の日光御成道と石神井川にはさまれた丘陵地に享保期、八代將軍吉宗によって桜が植樹されたことを発端に、水茶屋の設置、営業許可を含む一

連の施策がそれに続き、元文二年（一七三七）には王子権現の別当金輪寺に与えられたものの、いわば公設の遊興施設として始まったことは周知の事実である。⁽¹⁰⁾ 諸記録をひもとくと、そこには桜の季節における飛鳥山の花見がいかに殷賑を極めていたかを容易に見て取ることができる。⁽¹¹⁾ それらの中には「仮装、鳴物、音曲お構いなし」を受けて即興の芝居を楽しむ様子や、山上から下の田畠めがけて土器を投げる遊戯である「かわらけ投げ」の流行を示すものから、武家の息女にからんだ醉漢が近侍の侍に斬殺された事件など血なまぐさい騒ぎに至るまで、様々な様相を示す記録が含まれている。こうした当地における遊興の流行は、浮世絵を始めとする多くの絵画作品を生み出したのである。

飛鳥山を描く一連の絵画作品は、その描写の視点によって三種に類別することができるのである。まず一つは非常に近い視点から、風俗を主体として花見で賑わう様子を描写するものであり、鳥居清長の三枚続「飛鳥山の花見」（図2）を一例として掲げることができる。この場合、桜および後景に小さく姿を見せる、将軍吉宗の上意に基づき成島道筑の選文によつて元文二年（一七三七）に制作された飛鳥山碑、といった当山を表象するモチーフによって場の特性が暗示されている。第二は、それよりや遠くの視点から飛鳥山の一部分を捉えたものである。このグループに属する作品は、勝川春亭「東都十二景 あすか山」（図3）のように音無川（当地では石神井川をこのように呼んだ）の方から山を眺めるものと、葛飾北斎「江戸八景 飛鳥の落鷹」（図4）のように反対側の日光御成道から捉えるものという二つのタイプに分けることが可能である。最後は飛鳥山の全景を鳥瞰した図である。これらも第二のグループと同様の類別が可能である。すなわち天明年間に鉄形蕙斎によつて描かれた『江都名所図会』所収の「飛鳥山」（図5）と、王子権現の別当寺である金輪寺蔵版の『王子両社飛鳥山圖』（狩野秀水・永信画）（図6）は日光御成道、『江戸名所図会』卷之五所収「飛鳥山全図 飛鳥橋」（図7）およびこれに基づいた作であることが大久保純一氏によつて指摘されている歌川広重の鳥瞰図「東都名所 飛鳥山全図」は音無川からの視点によつて各々描かれているのである。

このように類別が可能な飛鳥山の諸図であるが、制作点数から見ると第一、および二のグループに属する作例が大勢を占める。すなわちそこには花見客の賑わい、桜樹、石碑、畑に面した崖といったモチーフによって場所を暗示する手法が専ら採用されているのである。また第二および三のグループにおける作例が、描写の視点によつて音無川の側と日光御成道の側からのものに二分されることを指摘したが、全般的な印象

として、これらのうち前者の作例にはストレートに賑わいを表現するものが多く、後者には少し異なる視点から当地を描こうとする意図を窺わせる作例が多い。伝北尾重政「江戸名所 飛鳥山花見」（吉満屋版）（図8）のように日光御成道をそぞろ歩く遊客や醉客を描きこむのはごく稀な例であり、前掲の北斎「江戸八景 飛鳥の落鷹」が捉える、賑わいの時刻を外した飛鳥山の意外にも趣深い景や、前出大久保氏によつて亞欧堂田善の江戸名所銅版画「飛鳥山眺望」（図9）に視点の特異性という点から影響を受けた可能性が既に示唆されている歌川広重「江戸近郊八景 飛鳥山暮雪」（図10）など、桜の季節に花見で賑わう人々の様態を描くというお定まりの表現の枠に收まり切らない視点から当地を捉えようとする意図を示す作例を多く含んでいるのである。

（二）『新編武藏風土記』所収「飛鳥山眺望図」の実景表現

以上の通り概観した、浮世絵作例における飛鳥山の表現の諸相を踏まえ、次に『新編武藏風土記』所収の挿図「飛鳥山眺望図」（以下「飛鳥山眺望図」と略称する）（図11）に目を轉じることにしたい。本図は、先述の類別に従うならば日光御成道の方から山の全体を鳥瞰して捉えるグループに属すると見ることができる。すなわち、前掲諸作例のうち鉄形蕙斎による『江都名所図会』所収の図、および金輪寺蔵「王子両社飛鳥山図」と同様の視点からなり、構図としては前者の方により近い。すなわちストレートな賑わいの表現とは異なる視点からの描写が多くを占める、日光御成道からの視点に基づく作品群の一つとして「飛鳥山眺望図」を位置づけることができる。その一方で「飛鳥山眺望図」には蕙斎『江都名所図会』所収図にはない独自の特質がある。すなわち、ひとつの視点に全山を捉えた図であるにもかかわらず、異様なほどに人気のまばらな景として描かれている点である。蕙斎による図も決して喧騒を極めた山の様子を描くものではないが、それでも山の諸處に敷かれた緋毛氈、かわらけ投げに興ずる人々の存在によつて賑わいのさまが暗示されている点において「飛鳥山眺望図」とは明らかに相違を示している。いまひとつは、本図の前景、すなわち日光御成道ぞいの山の斜面三箇所に立札が描きこまれている点である（図12）。従来飛鳥山の表象に不可欠なモチーフとして選択されるのは石碑であり、立札が見られる作例はごく少数派に属する。管見の及ぶ限りでは、この「飛鳥山眺望図」制作の下限、すなわち本図を収める『新編武藏風土記』豊島郡之部が成立した文政九年（一八二六）以前において、立札のモチーフを含む飛鳥山図としては、前掲の伝北尾重政「江戸名所 飛鳥山花見」において、街道に接した傾斜地に立札を認めるのが唯一の例である。⁽¹²⁾ 最後に、音無川を挟んで山と向かい合う王子権現の境内までを描写

の範囲とするものの、全体の姿は木立で覆い、「金輪寺御舞臺」の表記とともに別当寺である金輪寺の屋根と舞台の一部を覗かせた描写とする点（図13）も他図とは異なる。すなわち蕙斎『江都名所図会』所収図においても川を隔てて王子権現と見られる堂宇を擁する山が描かれるものの、金輪寺とその舞台は描かれていません。また金輪寺蔵版「王子両社飛鳥山図」は、そのタイトルが示す通り王子権現および金輪寺、さらに王子稲荷までを一図に收めるものであるが、出版元である金輪寺の境内の様子がとりわけ細密に描かれており、舞台のみを覗かせる「飛鳥山眺望」とはまた異なる様相を示しているのである。一方逆方向から山を眺める「江戸名所図会」挿図における金輪寺の扱いについても見ておくと、この寺の部分を切り離し、「音無川」（図14）という題名を付して先に掲出しておらず、「飛鳥山眺望図」のように山と寺院を一連のものとして捉える姿勢とは一線を画していることが確認される。

以上、浮世絵諸作例との比較に基づき、「飛鳥山眺望図」の图像の特異性として、賑わいの要素を排除した画面となつていて、立札が描きこまれていること、山に隣接する金輪寺を描写の対象とし、特に舞台の所在が際立つていて、の三点を指摘した。こうした特異性の意味を解明するために、立札の目的、および金輪寺と飛鳥山のかかわりという側面から考察を試みることにしたい。

飛鳥山における立札についての記録は、徳川吉宗による当地を含む一連の近郊整備政策の経過を記した史料『御場御用留』第二冊所収「飛鳥山之事」という項目に見えている。この中に「一 御用木桜枝折へからす之高札七ヶ所建」という一節を見出すことができる。この立札は植樹された桜の木々が「御用木」であるがゆえに折ることを禁ずる高札であったことが明らかになるのである。吉宗による桜の植樹はこの飛鳥山にとどまらず御殿山や隅田川堤にも及んでいたが、これらの地においても同様の趣旨による高札を建てることが記録に見えている。⁽¹⁵⁾

江戸時代において、幕府による法の公示法として主たる役割を担っていたのが高札であった。特に切支丹の禁止を始め、公儀による重要な触書は橋詰や四辻などに設けられた高札場に掲げられ、こうした場所においては敬意を払うことを強いられた。⁽¹⁶⁾ 高札が本来このよな意味合いを持つものであることから、飛鳥山に建てられた高札も單行行為の禁止を示すばかりではなく、この地が公の統制下にあることを強く認識させた存在として人々の目に映つたことは想像に難くない。こうした状況を踏まえて今一度「飛鳥山眺望図」を眺めるならば、閑散とした様子に重ねてそこに高札を描き込むという本図の表現は、制作者の意図が庶民を含む遊興の地となつた当地の現状をその

ままに再現することにはなく、むしろ当地が公の施策に基づいて開かれたという由緒を持ち、整然と管理されているという、いわば「あるべき姿」を示すことにあつたと解釈することができよう。そこに、前述の通り賑わいの度が過ぎて殺傷事件の舞台となるに至つた当地における花見の宴の逸脱ぶりを隠蔽する意図も含まれていたとするのは深読みに過ぎるであろうか。

高札を由緒の表明として解説することが可能であると同時に、「飛鳥山眺望図」が一図内に取り込んだ「金輪寺」もまた、飛鳥山の成立と深く関わるモチーフとして捉えることができる。金輪寺と歴代徳川将軍との関わりは、『新編武藏風土記』の記述中に出すことができる。すなわち東照宮（徳川家康）が鷹狩りの際に立ち寄ったのを始めとして、台徳院、大猷院の立ち寄るところとなり、家光在位時の寛永十一年（一六三四）冬には当寺及び王子権現社、王子稲荷社の幕府による造営に竣工し、この時仏殿西院へ上段御座所を建てたことにより御膳所となつている。さらに享保五年（一七二〇）の修理の際、「南の方涯の端」へ別に御座所を設け、且つその前に舞台を新築したのである。⁽¹⁷⁾ 一方『御場御用留』によれば、桜の植樹が最初に行われたのが享保五年九月であり、この時桜樹は吹上から金輪寺へ廻り、「御物見向」から「染井花屋伊兵衛持之山」に植えられたという。小野良平氏は、論文「飛鳥山に見る名所づくりの思想」において、「御物見向」を金輪寺舞台と解し、「伊兵衛持之山」の所在は特定できないとしながらも、この場所が飛鳥山でないことは明らかであるとした。⁽¹⁸⁾ さらに同氏は、飛鳥山を表象するモチーフの一つとして先に掲げた、元文二年建立の飛鳥山碑の選文から、飛鳥山計画の目的とその設計プランを読み取る試みを展開している。すなわち同氏は選文中にある「以謐樂郊 為神之鄉 神其不歆 明德惟馨」のくだりから、飛鳥山の計画がまず当地に神の国を再興することにあつたとし、次に「更睿谿谷 道泉瀑譽 硝洞而旋」との記述に石神井川沿いの修景工事の暗示を読み取り、この後に桜の植栽のことが記されていることから、「飛鳥山に神域を復興するに当たり、まず石神井川北側台地の宗教景観を形成するための修景工事が行われ」たと推察し、その場所を前掲『御場御用留』の記述に見られた金輪寺舞台と特定するのである。小野氏はこうした一連の考察により得られた結論を「その（飛鳥山）の計画の意図は神の国の再興と市民の遊楽地の造成にあつた。神の國云々は建前としても、「神の視座」の名において、高み（金輪寺舞台）からの眺望景観の創造という事業がなされたと言える。これは御成の將軍が度々金輪寺を訪ねたことからもうなづけよう。」とまとめている。⁽¹⁹⁾

以上の通り読み解かれた飛鳥山造成の経緯を踏まえて「飛鳥山眺望図」に目を向ける

ならば、飛鳥山と金輪寺舞台の関係を際立たせて描寫する本図は、造成のそもそもその目的が「神の国再興」であり、それが金輪寺周辺の景觀整備によつて果たされたとい

う由緒をまさに画像化したものとして見ることができる。大方の浮世絵が専ら飛鳥山にのみ描寫のフォーカスを合わせるなか、本図の描寫が金輪寺をも画面に取り込むのは、本図が当地の由緒を踏まえた作画となつてゐるからなのである。さらに『新編武藏風土記』においては「飛鳥山眺望図」の後、王子稻荷の記述を経て金輪寺の項目となり、ここに前述の舞台からの眺望が挿図として收められている(図15)。特定の地点、しかも特權者にのみ許される視点からの眺望が示された図は、挿図全体を見渡してもこれのみである。小野氏言うところの「高みからの眺望景觀の創造」による成果が、何よりも記録に残さるべきものとして認識されていたことを、まさにこの図は物語つてゐるのである。

以上の考察により、「飛鳥山眺望図」が当地を描く浮世絵を始めとする諸作例と比較して特異な点を有しているのは、飛鳥山が將軍吉宗による「神の国」整備、すなわち金輪寺舞台という「特權者＝將軍の視点」からの景觀整備に始まり、高札の存在によつて暗示される、公による施策の輝かしい成果であることを視覺イメージとして示すことにあつたことが明らかになつた。やや逸脱の方向に走り勝ちな花見遊楽の実態を伝えることはその主眼ではなく、代わりに整然と花をめでる人々を僅かに配することで、統治する側にとつてあらまほしい風景として記録したと見ることができると思われる。こうした制作意図と、『新編武藏風土記』の目的が官庫に収納され、徳川による治世の記録として後世に伝えられるということとは密接な関わりを持つようと思われる。太田尚宏氏は、「王子飛鳥山における新興『行樂地』の形成」において、寛政期以降「行樂地」へと変貌を遂げた飛鳥山に対する意識が必然的に「將軍より下賜された園地」という点を希薄にしてゆき、「此花を折るなどうと石碑見る」(『誹風柳多留』十編(安永四年(一七七五)刊)二四丁所收)の川柳に端的に見られるように「將軍家による植樹の事蹟を承知しつゝも、それを相対化していく」意識が庶民のなかに形成されたとする。この見解に従えばなおのこと、將軍家による恩恵の記憶が民から薄れつつある現状に危機感を抱き、せめて後世に伝える記録の中だけでも飛鳥山成立の本来の目的および由緒を記しておきたいとする制作者の意図が、挿図の表現に表れているという読み方が可能になるのではないだろうか。

おわりに

以上、『新編武藏風土記』挿図のマクロとミクロ両視点からの分析、すなわち第一章における、江戸城を取り巻く「御府内」と呼ばれる区域を含む豊島郡、葛飾郡、荏原郡について、挿図に描かれた地点の分布状況についての分析、および第二章における「飛鳥山眺望図」の浮世絵を始めとする諸作例に見られる表現との比較と飛鳥山創設のいきさつとの関連という視点からの分析を通じて、権力の中枢それ自体について描かないとことにより畏怖の念を表明する表現手法を探る一方で、権力と描写対象となる地との関わり、すなわち由緒と、権力がその地に及ぼす恩恵を視覚イメージに反映させようと試みると、『新編武藏風土記』の実景表現の重要な特質を明らかにすることができた。しかしながら、「飛鳥山眺望」は支配する側から発せられた表現のこく「例に過ぎない。他の挿図にも通底する表現上の「文法」を解明するためには、特に後者のミクロな視点からの分析が重要となり、さらに多様な視座からの考察が必要となる。さしあたっては、「將軍ゆかりの地」の絵画化の諸相について分析を試みること、飛鳥山にとどまらず、例えば治水事業など公権力の行使による諸事業が実景表現としてどの程度、またどのように描かれているのかを検証することが今後の課題となるであろう。

最後に、本小論において取り上げた『新編武藏風土記』の実景表現はあくまでも徳川の支配下にある地を描くものであり、異国との相対視によつて現れる「日本」の姿ではなく、その表現手法の傾向は、「描かない」あるいは「実態としての『賑わいの要素』を排除する」など、どちらかといえばネガティブな方向に作用する性質を持つものである。こうした表現上の特質は、本論冒頭にて僅かに触れた、幕末期小笠原島における日本の主権を確立するため実施された探査の産物である「小笠原島真景図」のそれと著しい相違をなしてゐる。すなわちこの作品においては、所属の曖昧であった同島が「日本」に属していることをアピールするために天照大神にまつわる伊勢「見ヶ浦のイメージが利用され、徳川家の支配を暗示するものは何ひとつ示されないのである。公権力による視覚イメージの活用という点において、官撰地誌挿図とこうした探査における実景図を一筋の流れの中に捉えることは可能であると考えられるが、その表現上の特質においてはこのように大きな懸隔が存してゐることに留意すべきである。この相違が、小笠原島が辺境の地であるという地理的条件の差によって発生したものか、あるいは対象が江戸城周囲の地であるという地理的条件の差によって発生したものか、あるいは

は嘉永五年のペリー来航を契機とする開国により、諸外国との差別化、國としてのアイデンティティーの表明といった新たな課題に直面した幕府による試行錯誤の結果生み出されたものであるのか、その見極めを今後の研究に託し、ひとまず筆を置くこととする。

註

- (1) 筆者はかつて拙稿「江戸後期の実景表現に関する史的考察」（学位論文、平成十六年度お茶の水女子大学提出）において、「巡見や調査旅行の成果など、現地に赴いた体験に基づいていることが記録に表れているか、あるいは諸記録によつて立証可能」でありかつ「地誌的な情報が盛り込まれている」作品について「実景図」と定義した（同右論文二頁）。本小論において今後用いる「実景図」の語についても右の定義によるものとする。
- (2) 江戸後期幕府による巡見・踏査の際の実景図制作については註1論文参照のこと。
- (3) 「国立公文書館蔵『新編武蔵風土記』挿図についての考察——江戸後期官撰地誌における実景表現の一例」（人間文化論叢）第八巻、平成十八年）
- (4) 千葉正樹『江戸名所図会の世界』（吉川弘文館、平成十三年）一七七〇一八九頁。
- (5) 同右、一八九頁。
- (6) 引用は、翻刻本『新編武蔵風土記稿』第一巻（雄山閣、平成八年）三頁に拠った。
- (7) ここに記された御府内の町村に関する地誌書と関連するものとして、『御府内備考』（天保元年「一八三〇」）の存在が知られている。本書には挿図自体が收められておらず、これをも江戸城周辺の実景表現を忌避する現象の表れと解することも可能である。ただしこの『御府内備考』をもとに編まれた『御府内風土記』がかつて存在しており、明治五年（一八七二）皇居内の火災において消失したと伝えられることから、この『御府内風土記』には挿図が收められていた可能性が無いとはいえないことを付記しておく。
- (8) タイモン・スクリーチ「解題にかえて 将軍の図像学を衝つ」（高山宏編著『江戸の切り口』（丸善、平成六年）所収）
- (9) 市古夏生『江戸城』（齊藤月岑他『江戸名所図会』）（国文学解釈と教材の研究）三五巻九号（平成二年）
- (10) 飛鳥山の成立及び展開については、北区史編纂調査会編『北区史 通史編 近世』（東京都北区、平成八年）第二章「近世中期の江戸北郊地域」および第三章「名所と文化」に詳しい。
- (11) 註(10)書一八六〇一八七頁。
- (12) 大久保純一「広重と江戸鳥瞰図」（國立歴史民俗博物館研究報告）第一〇九集（平成十六年）三六頁。
- (13) 同右「銅版画と浮世絵風景画」（國立歴史民俗博物館研究報告）第九七集（平成十四年）一〇三頁。
- (14) ただし、先に例として掲げた歌川広重「江戸近郊八景 飛鳥山暮雪」においては、山の斜面に立札が描かれている。これを一例として、天保期以後広重によつて描かれた膨大な数の江戸名所絵中には立札の姿を頻繁に認めることができる。こうした広重江戸名所絵と立札の関係については別稿を設ける予定である。
- (15) 「御場御用留」は全三冊、国立公文書館所蔵。
- (16) 御殿山については享保六年に建てられた「御林内諸木の枝を折採者有之者又は狼藉者之有者捕而召連訴もの也」と書かれた制札を、文政九年（一八二六）十一代将軍家斉によつて桜と黄櫨が植えられた際に全く同じ様に作り直し、山内三ヶ所に建てさせた（文政十一年七月「地誌御調書」上品川町編『品川町史 上巻』昭和七年所収、十四頁）および鈴木善太郎『御殿山史』（御殿山町会、昭和十一年）二二、二六頁）という記録があり、一方隅田川堤においても享保十二年（一七二七）に桃・柳・桜が追加して植えられるとともに名主坂田氏が管理を申し付けられた際、「一 此桃柳桜御用木二候間枝折又は抜取不可者也」と記された高札を「御場掛」松下當恒から受け取つたという記録を見出すことができる（東京都編纂『東京市史稿 遊園篇 第一』（昭和四年）八七四～八七五頁）。
- (17) 「国史大辞典 第五卷」（吉川弘文館、昭和六〇年）「高札」の項。
- (18) 翻刻『新編武蔵風土記稿』第一巻（雄山閣、平成八年）三四〇～三四一頁。
- (19) 一享保五子年九月桜苗木二百七十本吹上より金輪寺江廻、御物見向より染井花屋伊兵衛持之山江同月七日より植初、同九月迄二植。但赤芽桜七十本。
- (20) 小野良平「飛鳥山に見る名所づくりの思想」（『造園雑誌』五一巻五号、平成元年）十五頁。
- (21) 同右論文十六頁。
- (22) 白井哲哉『地誌調査編纂事業に関する基礎的研究』（『関東近世史研究』第一七号、平成二年）十七頁。
- (23) 太田尚宏「王子飛鳥山における新興『行楽地』の形成」（『地方史研究』五二一四号（通号二九八）、平成十四年）二五～二六頁。
- (24) 探検隊は小笠原諸島中父島において、西洋人によって既に「PortLloyd」と命名されていた港を、伊勢の二見が浦に見立てて「二見港」と名づけた。（参考、拙稿「小笠原島真景図」をめぐつて—実景表現に反映された幕末維新期小笠原島政策の一様相—）（人間文化論叢）第六巻、平成十六年）

【図版出典】

- 図1 「太陽コレクション 城下町古地図散歩9 江戸・関東の城下町」（平凡社、平成十年）
- 図2 「浮世絵体系4 清長」（集英社、昭和五十年）

図3・図8 『名所の情景 浮世絵系版画に描かれた王子・滝野川』展図録（北区飛鳥山博物館、平成十一年）

図4 『葛飾北斎』展図録（浮世絵太田記念美術館、昭和六十年）

図5 『鉢形慧斎（北尾政美）』展図録（津山市教育委員会・浮世絵太田記念美術館、平成十六年）

図6 『古版江戸図集成 第五巻』（中央公論美術出版、平成十三年）

図9 『亞欧堂田善の時代』展図録（府中市美術館、平成十八年）

図10 『回想の江戸・東京』展（東京都庭園美術館、昭和六一年）

（二〇〇六年一一月一日受理）

	朱引内（御府内）を描く図	朱引外を描く図
豊島郡	「神明社地図」(15)、「瀧の川之図」(18) 計2図	計11図
葛飾郡	「三廻稻荷社地図」(22)、「薬師堂境内図」(23)、「亀戸天神社地図」「羅漢寺境内図」(24)、「稻荷社這松之図」「元八幡社地図」(25) 計6図	計15図
荏原郡	「弁天社地眺望図」(40)、「祐天寺図」(47)、「東海寺図其一」「其二」(56) 計3図	計5図
	計11図	計31図

表1 豊島・葛飾・荏原3群の挿図分布状況 *（）内数字は所収巻数

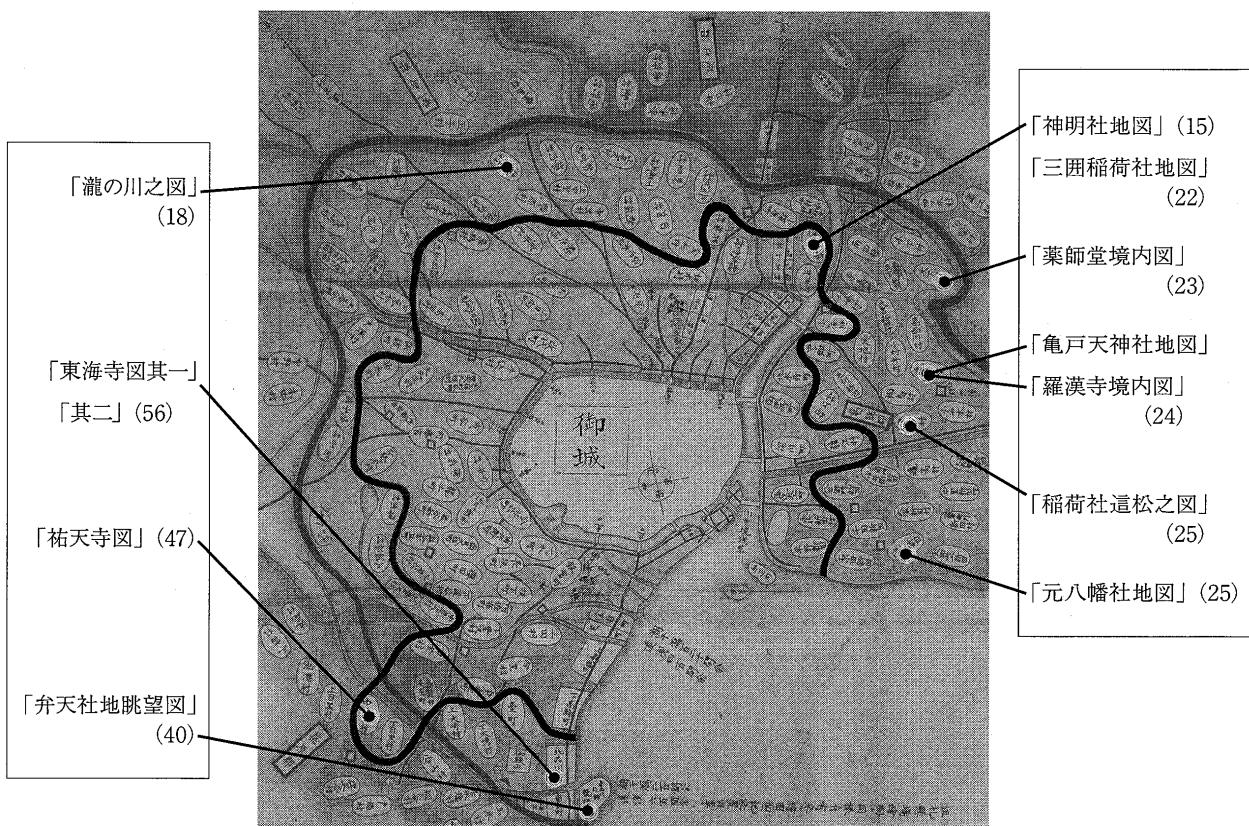


図1 「文政朱引図」（部分）上に見る御府内地域の挿図

●印（筆者記入）=挿図に描かれた地点



図2 鳥居清長「飛鳥山花見」



図3 勝川春亭「東都十二景 あすか山」



図4 葛飾北斎「飛鳥乃落鴈」

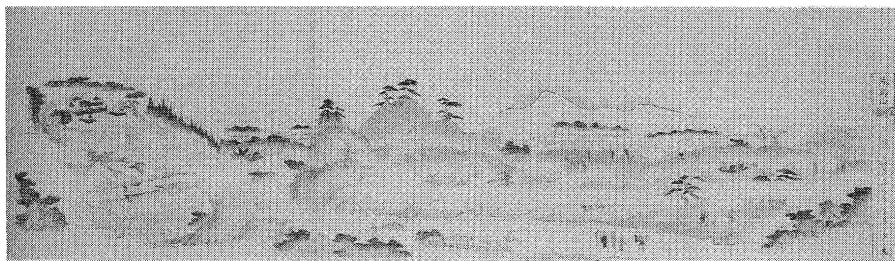


図5 鍼形蕙斎『江都名所図会』より「飛鳥山」



図6 狩野永信画「王子両社飛鳥山図」

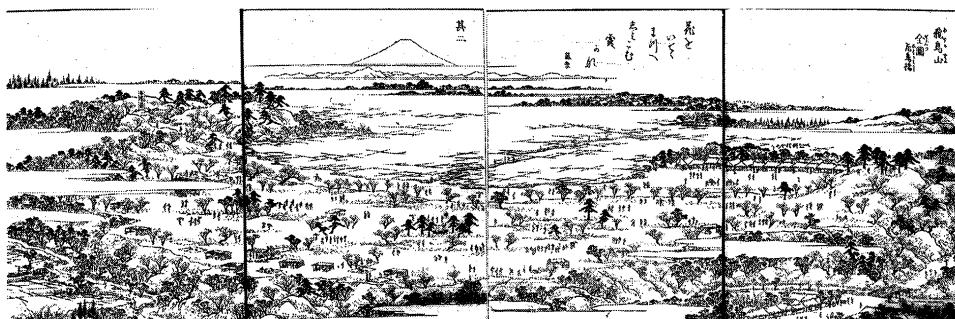


図7 『江戸名所図会』卷之五所収「飛鳥山全図 飛鳥橋」国立国会図書館蔵

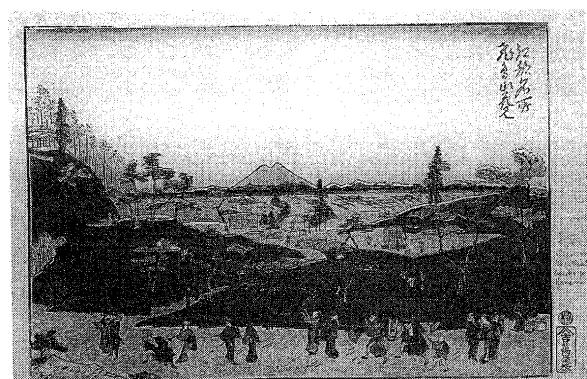


図8 伝北尾重政「江戸名所 飛鳥山花見」



図9 亜欧堂田善「飛鳥山眺望」



図 10 歌川広重「江戸近郊八景 飛鳥山暮雪」



図 11 『新編武藏風土記』卷之十八所収「飛鳥山眺望図」 国立公文書館蔵



図 12 「飛鳥山眺望図」部分



図 13 同左



図 14 『江戸名所図会』
卷之五所収「音無川」
国立国会図書館蔵

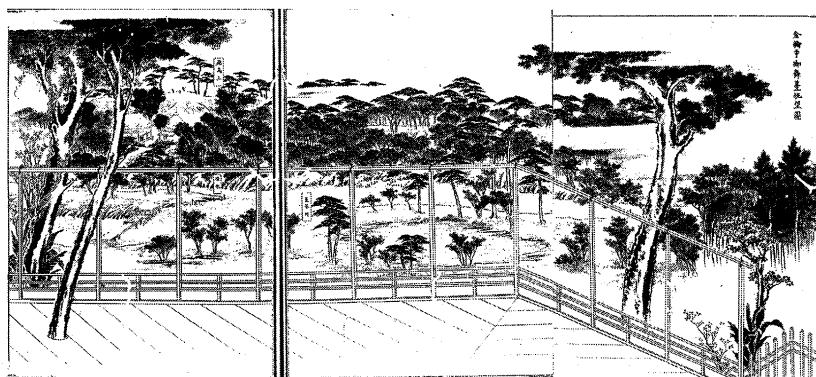


図 15 『新編武藏風土記』
卷之十八所収
「金輪寺御舞台眺望図」
国立公文書館蔵

A Study of the Illustrations for *Shinpen Musashi Fudoki* in the National Archives (2) :

The way of Depicting the Actual Scenery from the Point of
View of the Shogunate

TSURUOKA Akemi

adstract

The author has published an article on the basic features of illustrations of *Shinpen Musashi Fudoki* in the previous volume. The argument has been succeeded in this article intended to clarify the characteristics of visual image produced by the ruler's side.

The first chapter treats how the illustrations depict the areas surrounding Edo castle. The research of the number of illustrations in the county Toshima including the castle, county Katsushika and Ebara attached to it, has led an interesting fact that there are few illustrations depicting the area around the castle called *Gofunai*. It could suggest that the feeling of 'awe' to the castle, the place of high respect prevented the producers of *Shinpen Musashi Fudoki* from depicting even the attaching areas.

The second chapter takes up an illustration of *Asukayama*, one of the public pleasure grounds founded by Yoshimune, the eighth Tokugawa Shogun. The comparison with various Ukiyo-e prints of *Asukayama* has revealed that it was distinctive in depicting the signposts to let people know that rude manners such as damaging a tree plant by Yoshimune were strictly banned. The representation would suggest that the producers intended to demonstrate that people should respect the fact that *Asukayama* was founded by Shogun's benevolence.

Keywords : pictures in the late Edo period, the depictions of the actual scenery, Edo castle, Asukayama